

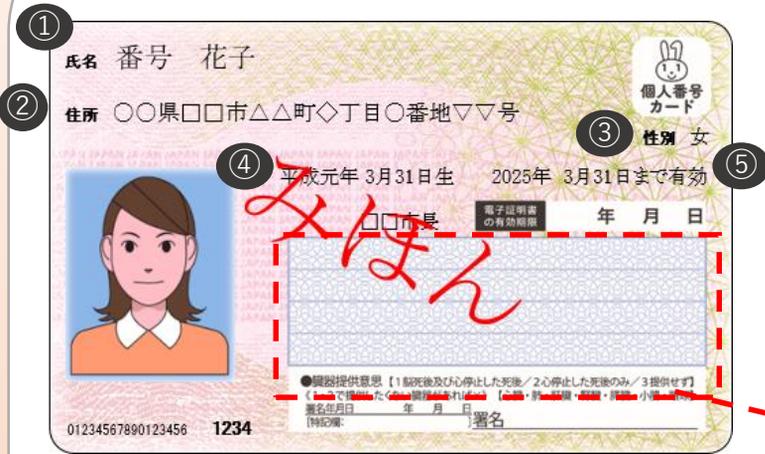


マイナンバーカード ガイドブック

鳥取市 市民課

マイナンバーカード

おもて面



①氏名②住所③生年月日④性別⑤カード本体の有効期限が記載されています。顔写真つきの身分証明書として利用できます。

住所等変更の場合は市町村窓口でこちらの追記欄に追記します。

うら面



マイナンバーが記載されています。自身のマイナンバーを証明するために利用できます。ICチップには電子証明書が搭載されています。左下のQRコードにはマイナンバーが記録されています。

マイナンバーカードのセキュリティ



24時間365日のコールセンターを設置

紛失・盗難にあった場合、コールセンターに連絡すれば、カードの一時停止措置がとられ、カードの第三者によるなりすましを防止します。（詳しくはP.3）

カード券面

券面には顔写真がついているため、紛失しても第三者が容易になりすますことはできません。また、レーザー刻印や複雑な彩文パターンを施すことにより、券面の偽造を困難にしています。

ICチップ

- 「税関係情報」や「年金関係情報」など、プライバシー性の高い情報は記録されません。
- 不正に情報を盗取しようとする各種手法に対し、自動的に記録情報を消去する機能など、対抗措置を施しています。
- 利用には暗証番号が必要で、暗証番号は一定回数間違えるとロックされます。（詳しくはP.7）

セキュリティの国際基準の認証を取得

ICカードの国際基準の認証である『ISO/ICE15408認証』を取得しています。



使用・保管上の注意点

- 直射日光の当たる場所、湿気が多い場所、高温になる場所で保管しないでください。
- ICチップ部分に指で触れる、カードリーダーに無理やり押し込む等の物理的な負荷に注意してください。
- 磁石、電磁波等により故障する恐れがありますので、保管/使用環境に注意してください。
- 薬品や液体に注意してください。



紛失・盗難・損傷の場合



- 紛失や盗難にあった場合、マイナンバー総合フリーダイヤルに連絡し、機能の一時停止を行ってください。併せて、警察署へ遺失届を出してください。
- 機能の一時停止後にカードが見つかった場合、市役所の窓口で一時停止の解除を行ってください。
- カードの再発行は、市役所の窓口で行うことができます。紛失・盗難の場合は本人確認書類と警察への遺失届番号の控え、損傷の場合は本人確認書類と対象のマイナンバーカードをお持ちのうえお越しください。なお、再発行には1000円（内訳：カード800円/電子証明書200円）の手数料がかかります。

総合フリーダイヤル **0120-95-0178** (無料)

050-3818-1250 (有料)



氏名、住所等に変更があったとき

- 氏名、住所等に変更があった場合は、新たな情報を追記欄に記載しますので、転居等の手続きの際に窓口へカードをお持ちください。（P.7暗証番号③が必要です）
- 電子証明書が搭載されている場合は、電子証明書の書き換えも行います。（P.7暗証番号①が必要です）
- 転出をされる場合は、転入する自治体でカード継続利用の手続きが必要です。転入届出日より90日以内に手続きをしないとカードが失効します。失効した場合、再交付は手数料がかかりますのでご注意ください。

マイナンバーカードと電子証明書の有効期限

マイナンバーカードと電子証明書には、それぞれ有効期限があります。

有効期限の概ね3カ月前に《地方公共団体情報システム機構》から通知がありますので更新手続きを行ってください。更新手数料は、当面の間無料です。

有効期限はカード発行日から数えて次のとおりです。

カード発行時の年齢	カード本体の有効期限	利用者証明用電子証明書	署名用電子証明書
18歳以上	10回目の誕生日	5回目の誕生日	
15歳以上～18歳未満	5回目の誕生日	5回目の誕生日	
15歳未満	5回目の誕生日	5回目の誕生日	原則搭載不可

外国人住民の場合の有効期限

区分	永住者、高度専門職第2号及び特別永住者	永住者、高度専門職第2号以外の中長期在留者	一次庇護許可者又は仮滞在許可者	出生による経過在留者又は国籍喪失による経過滞在者
有効期限	日本人と同様	カード発行日から在留期間の満了まで	カード発行日から上陸期間又は仮滞在期間を経過する日まで	カード発行日から出生した日又は日本国籍を失った日から60日経過する日まで

本人からの申請に基づき、次のとおり有効期限を変更することができます。

①マイナンバーカード有効期限の変更

在留資格の変更又は在留期間の更新により在留期限に変更が生じた場合、日本人の場合のマイナンバーカードの有効期限を超えない範囲で新たな在留期間満了の日に有効期限を変更できます。

②特例期間の延長

在留期間の特例が生じる場合は、特例期間の満了日までマイナンバーカードの有効期限を延長できます。

※在留期間に変更が生じた場合、マイナンバーカードの期限が切れるまでに更新の申請をしないとカードが失効し、次回の交付時に有料となってしまいます。また、外国人住民の場合更新の通知は届きません。

If you have extended your period of stay...



An update to the information printed on your Individual Number Card is required. Your Individual Number Card will become invalid if you fail to extend it at your local office before its expiration date.

We don't send update notifications. Please apply for it yourself.

電子証明書について

マイナンバーカードのICチップには電子証明書が搭載されています。電子証明書はインターネットでの行政手続きやオンラインサービスを利用するために使います。

※カード裏面のICチップに搭載されています。



署名用電子証明書

インターネット等で電子文書を作成・送信する際に利用します。氏名、住所、生年月日、性別の4情報が記録され、「作成・送信した文書が利用者が作成した真性なものであり、利用者が送信したものであること」を証明することができます。

※15歳以上から搭載できます



【利用例】 e-Taxによる確定申告
給付金の申請
民間オンライン取引の登録
など

利用者証明用電子証明書

インターネットのオンラインサービス等にログインする際に利用します。氏名、住所、生年月日、性別の4情報は記録されておらず、「ログインした者が利用者本人であること」を証明することができます。

※0歳から搭載できます



【利用例】 コンビニでの証明書取得
マイナポータルへのログイン
など

暗証番号について

	①署名用 電子証明書	②利用者証明 用 電子証明書	③住民基本台 帳用	④券面事項 入力補助
暗証番号の 桁数	英数字混合 6桁～16桁 ※英字は大文字 のみ	数字4桁（3種類を同じにすることもできる）		
用途	オンラインで電 子文書を作成・ 送信する際にそ の文書が真正な ものであること を証明する	インターネッ トサイト等に ログインする 際に本人であ ることを証明 する	行政機関が住 民票コードを 読み込む際に 使用	券面に記載さ れている情報 を読み込む際 に使用
利用場面（例）	・確定申告のe- Tax ・民間オンライ ン取引の登録	・コンビニ交 付サービスの 利用 ・マイナポー タルのログイ ン	住民票コード を使う手続き の際に行政機 関が使用	申請内容の入 力補助サービ スなどに利用
搭載の条件	15歳未満、成年 被後見人の場合 は搭載不可	15歳未満・成 年被後見人の 場合は、法定 代理人が搭載 要否を判断	必ず搭載されます 	

➤暗証番号は対応スマートフォンやパソコンにインストールした『マイナポータルAP』又は『利用者クライアントソフト』で変更ができます。

➤署名用電子証明書暗証番号は5回、利用者証明用電子証明書は3回連続して間違えるとロックがかかります。

➤暗証番号がロックされたり、忘れてしまった場合は市役所の窓口で再設定をします。マイナンバーカードとマイナンバーカード以外の本人確認書類を持ってご本人がお越しください。

証明書のコンビニ交付について



マイナンバーカードを利用して、
全国のコンビニ等で証明書の取得ができます。
コンビニ等に設置してあるマルチコピー機を利用します。
※カードを受け取った翌日以降より利用可能です。

鳥取市内では・・・

●ローソン ●セブンイレブン
●ファミリーマート ●イオン
でご利用いただけます。

窓口よりも
手数料がお得！

簡単・便利！

夜間や休日に！

利用時間

午前6時30分～午後11時（12/29～1/3を除く）
戸籍謄（抄）本・附票の写しは平日午前9時～午後5時

取得できる証明書	証明書交付手数料（1通）		請求対象者など
	市役所などの窓口	コンビニ交付	
住民票の写し	300円	250円	本人及び 同一世帯員のみ
印鑑登録証明書	300円	250円	鳥取市で印鑑登録 している本人のみ
戸籍の附票の写し	300円	250円	鳥取市に本籍があ る本人及び同一戸 籍構成員のみ （現在のものに限 る）
戸籍謄（抄）本 証明書	450円	350円	
所得課税証明書	300円	250円	本人のみ （最新のものに限 る）

お問い合わせ先

マイナンバー総合フリーダイヤル

0120-95-0178 (無料)

平日 午前9時30分～午後8時

土日祝 午前9時30分～午後5時30分 (12/29～1/3除く)

※一時停止の手続きのみ24時間365日受け付けています。

一部IP電話等で上記ダイヤルにつながらない場合は、

- ◆ マイナンバー制度について **050-3816-9405** (無料)
- ◆ 通知カード、マイナンバーカードについて **050-3818-1250** (有料)

For foreigners (English, Chinese, Korean, Spanish and Portuguese)

- ◆ About Individual Number System **0120-0178-26** (Free Call)
- ◆ About Individual Number Card **0120-0178-27** (Free Call)

鳥取市の担当窓口



マイナンバーカード・電子証明書に関すること

市民課 マイナンバーカード係

TEL **0857-30-8195**

FAX 0857-20-3909

平日 午前8時30分～午後5時15分 (12/29～1/3除く)

総務省 マイナンバー制度とマイナンバーカード

https://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/01.html



マイナンバーカード総合サイト
<https://www.kojinbango-card.go.jp/>

公的個人認証サービスポータルサイト

(電子証明書を利用したオンライン手続きサービス等)

<https://www.jpki.go.jp/>



鳥取市公式HP マイナンバーカード

<https://www.city.tottori.lg.jp/www/genre/1187669528543/index.html>

